

建築物等を設計される方々へ

お知らせ

建築確認を申請される場合は、直接下北地域県民局の建築主事若しくは民間の建築確認審査機関へ提出して下さるようお願いいたします。

都市計画等の制限に係る問い合わせは、下記の担当課等に直接お問い合わせ下さい。

なお、道路種別の判別については、県のホームページ（建築基準法）をご覧ください。

記

問い合わせ先（東通村 代表 0175-27-2111）

都市計画区域等（都市計画道路、市街化・調整区域、防火・準防火等、用途地域及び容積・建ぺい率等）に係る制限	建築住宅課 建築住宅グループ	
下水道区域の有無	上下水道課 下水道グループ	
屋外広告物設置許可	建設課 土木グループ	
水路等の行政財産使用許可	建設課 土木グループ	
道路占用許可	建設課 土木グループ	
土砂法警戒危険区域の箇所等	建設課 土木グループ	
急傾斜地崩壊危険区域の箇所等	建設課 土木グループ	
建築協定	企画課 企画グループ	砂子又地区
大規模行為等	企画課 企画グループ	
青森県建築基準法施行条例第4条の適用等（がけ地）	下北地域県民局地域整備部建築指導課 （代表 0175-22-8581）	
建築基準法第42条第1項一号道路の種別（国・県・市町村道）	市町村道：対象外 国・県道：県のホームページ	村内全域都市計画区域外
建築基準法第42条第1項二号道路の種別等（開発道路等）	県のホームページ	
建築基準法第42条第1項三号道路の種別等（既存道）	県のホームページ	
建築基準法第42条第1項四号道路の指定等（予定道路）	下北地域県民局地域整備部建築指導課 （代表 0175-22-8581）	
建築基準法第42条第1項五号道路の指定等（位置指定道路）	県のホームページ （下北地域県民局地域整備部建築指導	

	課で縦覧可能です)	
建築基準法第 42 条第 2 項道路の指定等	県のホームページ 下北地域県民局地域整備部建築指導課 (代表 0175-22-8581)	
その他、建築基準法関係規程等	下北地域県民局地域整備部建築指導課 (代表 0175-22-8581)	
建築基準法第 43 条ただし書の許可、 その他の認定及び許可等	青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ (直通 017-734-9693)	

建築確認申請に必要な申請書の数は、審査の迅速化を図るための青森県の取り扱いとして、正本 1 通(県審査用)、副本 1 通(消防署用)、副本 1 通(返却用)及び構造計算適合性判定を要する場合にあたっては副本 2 通と電子データを提出していただきます。

なお、道路位置指定申請と都市計画法に基づく開発許可申請は、その築造計画等において取付け先の道路及び水路等を管理する担当課並びに農地転用において農業委員会と協議調整等が必要なことから、引き続き各市町村長の経由事務を継続いたします。

申請に必要な数は、上記に副本 1 通(市町村用)が追加となります。